

岐阜県公報

目 次

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(同)	二

号 外 (一) 平 成 十 九 年 十 二 月 二 十 七 日

規 則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十六号

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和三十六年岐阜県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中
 「131,500
 132,100
 132,700
 133,300」
 を
 「133,100
 133,700
 134,300
 134,900」

別表第三の二中
 「42
 42
 42
 43
 43
 43
 43
 44」
 を
 「41
 41
 42
 42
 42」

に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

2 平成十九年四月一日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員等及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能職員等のうち、知事の定める技能職員等の、改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給については、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年岐阜県条例第五十一号。以下「改正条例」という。）（附則第三項の適用を受ける職員の例による）。

（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

3 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の規則の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員等及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能職員等の当該適用又は異動の日における号給については、改正条例附則第四項の適用を受ける職員の例による。

（勤勉手当に関する経過措置）

4 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間において支給する勤勉手当については、改正条例附則第五項の規定の例による。

（給与の内払）

5 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十七号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年岐阜県条例第五十一号）の施行期日は、平成十九年十二月二十七日とする。

平成十九年十二月二十七日印刷
平成十九年十二月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）